新型コロナウイルス感染症対策に係る県独自の実施方針策定について(5/15)

政府は、5月14日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更し、沖縄県を含めた39県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から解除することを決定しました。

これにより沖縄県の緊急事態措置も解除されることになるため、少しづつ、日常生活が回復していくことになります。

2月に最初の感染者が確認されて以降、142名の感染者が確認され、6名の方がお亡くなりになるなど、沖縄県にとって大変苦しい期間でした。

現在も入院している方がいらっしゃる状況ではありますが、5月に入ってから新規感染者数ゼロが続いているなど、流行の第一の波を押さえられているものと考えています。

長期間に亘り、外出自粛等にご協力いただいた県民の皆さま、登園や登校を自粛された児童や学生の皆さま、営業の自粛や時間短縮に協力頂いた事業者の皆さま、そして、医療の現場で大変ご苦労された医療従事者の皆さまなど、すべての県民が一丸となった取り組みの成果が、今回の緊急事態措置の解除につながったものと考えています。心から感謝を申し上げます。

しかし、今回はあくまで感染流行の第一波であり、長丁場の戦いが必要になると見込まれています。

そのため、これからは新型コロナウイルスとの共存を意識した持続的な生活様式と事業活動に一人一人、一社一社が取り組まなければいけません。

このため、県としては緊急事態措置後も対策を継続することを目的とし、県独自の対応方針として、「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針」を新たに策定しました。

お手元に配布している実施方針について、概要をご説明します。

一点目、今後の感染拡大対策について

感染予防対策として、大型連休中における沖縄への渡航者による 感染拡大を警戒するため、5月20日までの間は休業要請や活動自粛の 要請を行っていますが、これは21日以降解除されます。

ただし、県外から県内及び県内から県外への渡航、緊急時を除いた離島への渡航及び離島間の渡航については、当面の間は控えて頂くようお願いします。

それぞれの取組の具体的スケジュールについては、別添「今後の取り組み」に示していますので、ご参照ください。なお、県関係施設は概ね5月21日以降再開となりますが、準備期間等もありますので、詳細については各施設のホームページ等で個別にご案内させていただきます。

また、持続的な感染予防の取り組みとして、事業者の皆様におかれましては、業種や施設ごとに、感染予防のためのガイドラインを作成し、

予防対策に取り組んでいただくようお願いします。

そして県民の皆様におかれましては、「新しい生活様式」を生活に定着させ、手洗いや身体的距離の確保、三密の徹底した回避等の持続的な感染予防対策に一人一人が取り組むとともに、買い物や食事で外出する際には、感染予防対策がなされている店舗や施設を選んでいただくようお願いします。

二点目、県民生活の安定と経済回復の対策について

これまで民生委員やボランティア等と連携した、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する見守り活動、県税の納付が困難な場合の特例制度、県営住宅の家賃減免、生活福祉資金における特例貸付、「うちなーんちゅ応援プロジェクト」による中小企業等への協力金支給等の取り組みを実施しているところですが、県民生活の安定化に向けて、これらについては緊急事態措置の解除後も引き続き全力で取り組んでまいります。

そして、県経済のV字回復に向けて、県民や各事業者を取り巻く現状や、経済的ダメージの大きさを引き続き確認したうえで、「緊急支援フェーズ」の緊急的対応策を講じるとともに、「V字回復フェーズ」を見据えた取組を段階的に実施していきます。

また、深刻な影響を受けている観光関連産業については、全国的な収束後においては、政府の「GoToキャンペーン」等と連動した需要喚起策を展開し、V字回復に積極的に取り組んでまいります。

三点目、医療提供体制と水際対策について

流行の第2波、第3波に備えた柔軟で迅速な医療提供体制の構築及びPCR検査体制の拡充による早期発見体制を確保します。

新型コロナウイルス感染症の入院患者の減少に伴い、感染患者を受け入れていた病院においては、通常の診療活動再開へとシフトしますが、再び患者が増加した場合には、今回の経験も踏まえて、宿泊療養施設も含め迅速に病床等を確保できるよう、医療提供体制を構築していきます。

そして、県内における新規感染者発生ゼロが続いていることから、今後は県外からのウイルス持ち込みに対する水際対策の強化が重要となります。このため、県内各空港の到着ロビーにサーモグラフィを設置し、到着客の表面体温の測定やチラシ配布等により注意喚起を行うとともに、発熱や体調不良の旅行者を探知した際には、早期にコールセンターで相談を受け、必要に応じてPCR検査につなげる体制を構築するなど、水際対策を強化してまいります。

また、国土交通省等に対して沖縄発着路線のある空港を含めた全ての空港にサーモグラフィを設置するとともに、「発熱時の交通事業者等による搭乗制限」など、引き続き国において強力な措置を講じるよう求めてまいります。

四点目、次の流行発生時における対応について 流行の第2波に係る予兆を常に監視し、再度の感染拡大による、 まん延のおそれがあると認められる場合、緊急事態宣言下で策定した「緊急事態措置に係る沖縄県実施方針」で示した対応を基本とし、迅速な感染拡大対策に取り組んでまいります。

以上、県独自の実施方針についてご説明させていただきました。

今後、沖縄はもちろん、日本中、世界中において、コロナと共存する「With コロナ」の社会を生きていく必要があります。

しかし、そのような中でも、「ちむぐぐる」と「ゆいまーる」の精神を持って、一人一人が持続的な感染予防対策に取り組んでいけば、沖縄らしい新たな生活スタイルを創っていけると思います。一緒に頑張ってまいりましょう。

今回、全ての皆さまが積み上げた感染拡大防止に対する努力の成果を、次の感染流行対策へしっかりとつなげるため、一人一人、一社一社における取り組みを実践していただくよう、心からお願い申し上げます。

令和2年5月15日

沖縄県知事 玉城 デニー